

島根県報

号外第一四一号

平成十五年十二月十九日

(金曜日)

目 次

規 則

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (薬事衛生課) 一

島根県花振興センター条例施行規則

(生産振興課) 一三

公布された条例等のあらまし

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(規則第一〇七号)

一 規則の概要

1 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる規則の規定を整理することとした。

- (1) 行政権限委任規則
- (2) 島根県事務決裁規則
- (3) 島根県行政組織規則
- (4) と畜場法施行細則
- (5) 食品衛生法施行細則
- (6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
- (7) 家畜伝染病予防法施行細則

2 その他規定の整理

二 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、一の1の(1)、(5)及び(6)中食品衛生法改正に伴う改正規定は、平成十六年二月二十七日から施行することとした。

島根県花振興センター条例施行規則の全部を改正する規則(規則第一〇七号)

一 規則の概要

1 使用料の納付(第二条関係)

使用料は、知事が特に認めた場合を除き前納とすることとした。

2 使用料の減免の申請(第三条関係)

使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を知事に提出しな

ればならないこととした。

3 使用料の還付の申請(第四条関係)

既納の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を知事に提出

しなければならないこととした。

4 使用者の遵守事項(第五条関係)

使用者の遵守事項について定めることとした。

5 指定管理者の申請の書類(第六条関係)

指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書は指定管理

者指定申請書とすること及び当該申請書に添付する書類は団体の活動実績書と

することとした。

6 事業報告書の内容等(第七条関係)

事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。

二 施行期日

平成十六年四月一日から施行することとした。

規 則

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県規則第百六号

島根県知事 澄 田 信 義

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(行政権限委任規則の一部改正)

第一条 行政権限委任規則(昭和三十一年島根県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表保健所の部食品衛生法の項各号を次のように改める。

- 一 第二十八条第一項の規定による報告の徴収及び臨検若しくは検査又は収去の命令
- 二 第三十条第二項の規定による監視又は指導の命令
- 三 第五十二条第一項の規定による許可
- 四 第五十三条第二項の規定による承継の届出の受理
- 五 第五十四条の規定による必要な処置の命令
- 六 第五十五条第一項の規定による許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止
- 七 第五十六条の規定による整備改善の命令又は許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止

別表保健所の部と畜場法の項及びと畜場法施行令の項を次のように改める。

○ と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)

- 一 第七条第六項の規定による衛生管理責任者に係る届出の受理
- 二 第十条第二項において準用する第七条第六項の規定による作業衛生責任者に係る届出の受理

三 第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつに係る届出の受理

四 第十三条第三項の規定による取扱方法及び処理方法の指示

五 第十四条第一項から第三項までの規定による獣畜の検査、同項第二号の規定によると畜場外への持出しの許可及び同条第四項の規定による特に検査を要しないことの認定

六 第十六条第一号の規定によるとさつ又は解体の禁止並びに同条第二号及び第三号の規定による措置の命令

七 第十七条第一項の規定による必要な報告の徴収又は立入検査の命令

八 第十八条第一項の規定による使用の制限若しくは停止及び同条第二項の規定によ

る業務の停止又はとさつ若しくは解体の禁止

○ と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)

- 一 第四条第二号の規定によると畜場以外の場所で獣畜をとさつすることの許可
- 二 第七条の規定による申請書の受理
- 三 第九条の規定による検印の押印

別表保健所の部食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の項第一号中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改める。

別表食肉衛生検査所の部と畜場法の項及びと畜場法施行令の項を次のように改める。

○ と畜場法

- 一 第七条第六項の規定による衛生管理責任者に係る届出の受理
- 二 第十条第二項において準用する第七条第六項の規定による作業衛生責任者に係る届出の受理

三 第十四条第一項から第三項までの規定による獣畜の検査及び同項第一号の規定によると畜場外への持出しの許可

四 第十六条第一号の規定によるとさつ又は解体の禁止並びに同条第二号及び第三号の規定による措置の命令

五 第十七条第一項の規定による必要な報告の徴収又は立入検査の命令

六 第十八条第一項の規定による使用の制限若しくは停止及び同条第二項の規定による業務の停止又はとさつ若しくは解体の禁止

○ と畜場法施行令

一 第七条の規定による申請書の受理

二 第九条の規定による検印の押印

別表食肉衛生検査所の部食品衛生法の項各号を次のように改める。

- 一 第二十八条第一項の規定による報告の徴収及び臨検若しくは検査又は収去の命令
- 二 第三十条第二項の規定による監視又は指導の命令
- 三 第五十二条第一項の規定による許可
- 四 第五十三条第二項の規定による承継の届出の受理
- 五 第五十四条の規定による必要な処置の命令

六 第五十五条第一項の規定による許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止

七 第五十六条の規定による整備改善の命令又は許可の取消し若しくは営業の禁止若しくは停止

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第二条 島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二健康福祉部の表薬事衛生課の項第十三号を次のように改める。

<p>十三 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十八条第一項の規定により、と畜場の設置の許可を取り消すこと。</p>
--	---

(島根県行政組織規則の一部改正)

第三条 島根県行政組織規則(平成十五年島根県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項の表検査課の項第二号中「と殺」を「とさつ」に改める。

(と畜場法施行細則の一部改正)

第四条 と畜場法施行細則(昭和二十九年島根県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行細則

第一条中「と畜場法」を「と畜場法」に、「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」

に、「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に、「と畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例」を「と畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例」に改める。

第二条各号を次のように改める。

一 法第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可の申請 様式第一号

二 法第四条第三項の規定によると畜場の変更の届出 様式第二号

三 法第七条第六項の規定による衛生管理責任者の設置(変更)の届出 様式第三号

四 法第十条第二項において準用する法第七条第六項の規定による作業衛生責任者の設置(変更)の届出 様式第四号

五 法第十二条第一項の規定によると畜場使用料又はとさつ解体料の認可の申請 様式第五号

六 法第十二条第一項の規定によると畜場使用料又はとさつ解体料の変更の認可の申請 様式第六号

七 法第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出 様式第七号

八 政令第四条第二号の規定によると畜場以外の場所におけるとさつの許可の申請 様式第八号

九 法第十四条第一項から第三項まで(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるとさつ又は解体の検査の申請 様式第九号

十 政令第五条第一項第一号の規定による牛の皮のと畜場外への持出しの許可の申請 様式第十号

十一 政令第五条第二項第二号の規定による牛の卵巣のと畜場外への持出しの許可の申請 様式第十一号

十二 政令第五条第三項第三号の規定による獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可の申請 様式第十二号

第三条中「第九条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第五条中「第四条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に改める。

第七条第四項中「第二条第七号」を「第二条第三号、第四号及び第七号から第十二号までに規定する」に改める。

様式第一号中「と畜場法第3条第2項」を「と畜場法第4条第2項」に改める。

様式第二号中「と畜場法第3条第3項」を「と畜場法第4条第3項」に改める。

様式第七号を削り、様式第六号中「と畜場法第3条第2号」を「と畜場法第4条第2号」に改め、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第 9 号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様
島根県食肉衛生検査所長

申請者 住所

氏名

印

年 月 日生

(法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

と 畜 検 査 申 請 書

下記のとおり検査を受けたいので、と畜場法施行令第 7 条の規定により申請します。

記

1	とさつ 解体しようとする年月日	年 月 日
2	とさつ 解体しようとする場所	
3	検査を受けようとする獣畜 畜種 品種 性別 年齢 毛色 産地 生体量 備考	
4	と畜場法第13条 第1項第2号又は 第3号の規定によ りとさつした獣畜	とさつ した理由
		とさつ した日時
		とさつ した場所
5	検査を受けようとする獣畜 の病歴	
6	検査を受けようとする獣畜 の係る動物用医薬品その他こ れに類するものの使用の状況	

添付書類 と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜の検査を申請する場合には、と畜場法施行規則第14条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書

注 「と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜」の欄は、と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合に限り記入すること。

様式第10号 (第2条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様
島根県食肉衛生検査所長

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

下記のとおり牛の皮をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

と畜場の名称、所在地及び電話番号	
牛の皮の持出しを開始する年月日及び皮を持ち出す期間	
皮の持出しを行う者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
1日に持ち出す皮の最大量	
持ち出す皮の個体識別方法	
持ち出す皮の運搬方法	
持ち出す皮の落下及び紛失防止措置内容	
皮を保存する者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
持ち出した皮を保存する施設の名称、所在地及び電話番号	
持ち出した皮の1日当たりの保存可能量	

様式第11号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様
島根県食肉衛生検査所長

申請者 住所
氏名

印

(法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

牛の卵巣のと畜場外への持ち出し許可申請書

下記のとおり牛の卵巣をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第 5 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

記

と畜場の名称、所在地及び電話番号	
牛の卵巣の持ち出しを開始する年月日及び卵巣を持ち出す期間	
卵巣の持ち出しを行う者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
1 日に持ち出す卵巣の最大量	
持ち出す卵巣の個体識別方法	
持ち出す卵巣の運搬方法	
持ち出す卵巣の落下及び紛失防止措置内容	
卵巣を保存する者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
持ち出した卵巣を保存する施設の名称、所在地及び電話番号	
持ち出した卵巣の 1 日当たりの保存可能量	

様式第12号 (第2条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様
島根県食肉衛生検査所長

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

下記のとおり焼却のために獣畜の肉等をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第3号の規定により申請します。

記

と畜場の名称、所在地及び電話番号	
獣畜の肉等の持出しを行う年月日	
獣畜の肉等の持出しを行う者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
持ち出す獣畜の肉等の運搬方法	
持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び電話番号	

様式第五号中「七畜場法第9条第1項第1号」を「七畜場法第13条第1項第1号」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第四号中「七畜場法第8条第1項」を「七畜場法第12条第1項」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第三号中「七畜場法第8条第1項」を「七畜場法第12条第1項」に改め、同様式を様式第五号とし、様式第二号の次に次の二様式を加える。

様式第 3 号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様
島根県食肉衛生検査所長

届出者 住 所
氏 名

印

(法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

衛生管理責任者の設置 (変更) 届

下記のとおり衛生管理責任者を設置 (変更) したので、と畜場法第 7 条第 6 項の規定により、関係書類を添えて
届け出ます。

記

1	と 畜 場 の 名 称 及 び 所 在 地	
2	衛生管理責任者の住所、氏名及び生年月日	
3	衛生管理責任者がと畜場法第 7 条第 5 項各号のいずれかに該当する旨	
4	衛生管理責任者の設置 (変更) 年月日	

添付書類 衛生管理責任者がと畜場法第 7 条第 5 項各号のいずれかに該当することを証する書面

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第 4 号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様
島根県食肉衛生検査所長

届出者 住 所
氏 名

㊟

(法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

作業衛生責任者の設置 (変更) 届

下記のとおり作業衛生責任者を設置 (変更) したので、と畜場法第10条第 2 項の規定により、関係書類を添えて
届け出ます。

記

1	と 畜 場 の 名 称 及 び 所 在 地	
2	作 業 衛 生 責 任 者 の 住 所 、 氏 名 及 び 生 年 月 日	
3	作 業 衛 生 責 任 者 が と 畜 場 法 第 10 条 第 2 項 において 準 用 する 同 法 第 7 条 第 5 項 各 号 の い ず れ か に 該 当 する 旨	
4	作 業 衛 生 責 任 者 の 設 置 (変 更) 年 月 日	

添付書類 作業衛生責任者がと畜場法第10条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項各号のいずれかに該当する
ことを証する書面

注 不要の文字は、抹消すること。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第五条 食品衛生法施行細則(昭和三十八年島根県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第五条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に改め、同条中「第五条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に、「と畜場法」を「と畜場法」に、「第十五条」を「第十九条」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。別表を削る。

第一号様式の表面中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、「第21条」を「第52条」に改める。

第二号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

第三号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「第15条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第四号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「第19条の17第6項」を「第48条第8項」に、「政令」を「食品衛生法施行令」に、「法第19条の17第4項各号」を「食品衛生法第48条第6項各号」に改める。

第五号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第23条又は第24条」を「第55条又は第56条」に改める。

第六号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。

第七号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。

第八号様式から第十号様式までの様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第六条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年島根県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改める。

様式第一号中「殿」を「様」に、「法第5条第1項各号」を「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第5条第1項各号」に改める。

様式第二号から様式第四号までの様式中「殿」を「様」に改める。
様式第六号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様

届出者 住 所
氏 名 ⑩

(法人にあつては、その名称、所在地及び
代表者の氏名)

食鳥処理衛生管理者配置 (変更) 届

食鳥処理衛生管理者を配置 (変更) したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第 6 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	食 鳥 処 理 場 の 名 称	
2	食 鳥 処 理 場 の 所 在 地	
3	食鳥処理衛生管理者の氏名、住所及び生 年月日	年 月 日 生
4	食鳥処理衛生管理者が食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律第12条第 5 項各号のいずれかに該当する旨	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第 5 項 [] 号に該当
5	食鳥処理衛生管理者の配置 (変更) 年月 日	年 月 日
	備 考	

添付書類 食鳥処理衛生管理者が食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第 5 項各号のいずれかに
該当することを証する書面の写し

注 変更の場合は、変更前の食鳥処理衛生管理者の氏名、住所及び生年月日を備考欄に記入すること。

様式第七号から様式第九号までの様式中「遷」を「遷」に改める。
様式第十号中「遷」を「遷」に、「遷」を「遷」に、「遷」を「遷」に改める。

様式第十一号及び様式第十二号中「遷」を「遷」に改める。
様式第十三号中「遷」を「遷」に改め、同様式中「遷」を「遷」に改める。

(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第七条 家畜伝染病予防法施行細則(昭和二十六年島根県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「と殺」を「とさつ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中行政権限委任規則別表保健所の部食品衛生法の項及び食肉衛生検査所の部食品衛生法の項の改正規定、第五条中食品衛生法施行細則の改正規定(第二条中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第十五条」を「第十九条」に改める部分を除く。)並びに第六条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則様式第十三号の改正規定(「遷」を「遷」に改める部分を除く。)は、平成十六年二月二十七日から施行する。

島根県花振興センター条例施行規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百七号

島根県花振興センター条例施行規則

島根県花振興センター条例施行規則(平成十年島根県規則第二十二号)の全部を改正する。

(趣 旨)

第一条 この規則は、島根県花振興センター条例(平成十五年島根県条例第七十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第二条 使用料は、前納とする。ただし、知事が特に認めた場合は、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第三条 次の各号に掲げる者が条例第三条に規定する花ふれあい公園(以下「公園」という。)を使用しようとするとき(条例別表個人の場合の欄に該当する場合に限る。)は、条例第七条の規定により、条例別表個人の場合の欄に定める額(以下この項において「使用料の額」という。)から当該各号に定める額を減免することができる。

- 一 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が、学校が編成した教育課程に基づき活動により教職員に引率されて使用するもの 使用料の額の二割に相当する額
- 二 前号に掲げる者を引率する教職員 使用料の額の全額
- 三 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 使用料の額の半額に相当する額
- 四 前号に掲げる者の介助者(原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。) 使用料の額の全額
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める者 知事が別に定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、花ふれあい公園使用料減免申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第四条 条例第八条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、花ふれあい公園使用料還付請求書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第五条 島根県花振興センター(以下「センター」という。)の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 花きその他の植物を採取し、又は伐採しないこと。
- 二 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

四 職員の指示に従うこと。

五 その他知事が定める事項に従うこと。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第六条 条例第十一条第二項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第三号)に
よらなければならない。

2 条例第十一条第二項の規則で定める書類は、団体の活動実績書(様式第四号)とする。
(事業報告書の内容等)

第七条 条例第十三条の規則で定める日は、毎会計年度終了後三十日とする。ただし、条
例第十五条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消し
日から三十日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。

2 条例第十三条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

一 公園等の管理運営の体制

二 公園等で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果

三 公園等の展示物を調達した方法

四 公園等の利用の実績及びその分析

五 公園等の管理運営に要した経費の総額及び内訳

六 その他公園等の管理運営に関し知事が必要と認める事項

(損壊等の届出)

第八条 センターの施設、設備又は展示物を損壊し、又は滅失した者は、直ちにその旨を
知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に
定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

花ふれあい公園使用料減免申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所

氏名

㊟

(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

減免を申請する理由			
責 任 者	住所 氏名 (電話番号)		
使 用 時 間	年 月 日 時 分から 時 分まで		
区 分	正 規 の 使 用 料	減 免 率	減免後の使用料
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	円 × 人 = 円	%	円
その他の者 (未就学児を除く。)	円 × 人 = 円	%	円
合 計	円	合 計	円

(注) 太枠の中のみ記入してください。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

花ふれあい公園使用料還付請求書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所

氏名

㊟

(法人にあっては、その名称、所在地及び
代表者の氏名)

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

記

還付を受けようとする理由			
還付請求金額		円	
区 分		既納の使用料	還付額
請求金額の内訳	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	円 × 人 = 円	円
	その他の者 (未就学児を除く。)	円 × 人 = 円	円
	合 計	円	円

様式第 3 号 (第 6 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊟

花ふれあい公園の指定管理者について指定を受けたいので、島根県花振興センター条例第11条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代表者職・氏名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金	円		
提携団体 (他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

添付書類

- 1 花ふれあい公園に係る事業計画書
- 2 活動実績書 (様式第 4 号)
- 3 過去 3 年間の決算書
- 4 定款等
- 5 印鑑証明書
- 6 法人登記簿謄本
- 7 納税証明書

平成十五年十二月十九日印刷
平成十五年十二月十九日発行

発行者
島 根 県

発行所
松江学殿南町
松島陽根
印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

団 体 の 活 動 実 績 書

1 施設の管理に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

2 植物の植栽管理に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考